

令和2年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法第56条の規定等に基づき実施した令和2年度の指導監査状況の概要について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第56条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第70条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面及び実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設のうち、県が所管するもの。

(2) 監査期間

令和2年8月～令和3年3月

(3) 実施状況

(単位：法人，施設，%)

| 区 分 | 令和2年度 | | | 令和元年度 | | |
|-----------|-------|---------|------------|-------|----------|-------------|
| | 対象数 | 実施数 | 実施率 | 対象数 | 実施数 | 実施率 |
| 社会福祉法人 | 60 | 0(0) | -(-) | 60 | 19(19) | 31.7(31.7) |
| 社会福祉施設 | 310 | 308(42) | 99.0(13.5) | 302 | 284(119) | 94.0(39.4) |
| 児童のための施設 | 116 | 114(40) | 98.3(34.5) | 108 | 90(69) | 83.3(63.9) |
| 高齢者のための施設 | 156 | 156(0) | 100.0(-) | 156 | 156(40) | 100.0(25.6) |
| 障害者のための施設 | 38 | 38(2) | 100.0(5.3) | 38 | 38(10) | 100.0(26.3) |

- (注) 1 対象数とは、県が所管する社会福祉法人、社会福祉施設（公立施設を含む。）の数である。
 2 ()内は、指導監査を実施したもののうち、書面を除く実地により指導監査した社会福祉法人及び社会福祉施設の数である。
 3 児童のための施設には、障害児の施設を含む。
 4 令和2年度の実地による指導監査件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べて減少している。
 5 社会福祉法人については、新型コロナウイルス感染症の影響等から実地による指導監査が困難な場合、書面による指導監査を実施予定。

(4) 監査結果

ア 指摘件数

(単位：法人，施設，%)

| 区 分 | 令和2年度 | | | 令和元年度 | | |
|-----------|---------|---------|-------------|----------|---------|-------------|
| | 実施数 | 指摘法人・施設 | 指摘率 | 実施数 | 指摘法人・施設 | 指摘率 |
| 社会福祉法人 | 0(0) | 0(0) | -(-) | 19(19) | 7(7) | 36.8(36.8) |
| 社会福祉施設 | 308(42) | 97(34) | 31.5(81.0) | 284(119) | 74(65) | 26.1(54.6) |
| 児童のための施設 | 114(40) | 70(32) | 61.4(80.0) | 90(69) | 44(43) | 48.9(62.3) |
| 高齢者のための施設 | 156(0) | 2(0) | 1.3(-) | 156(40) | 13(12) | 8.3(30.0) |
| 障害者のための施設 | 38(2) | 25(2) | 65.8(100.0) | 38(10) | 17(10) | 44.7(100.0) |

(注) ()内は、指導監査を実施したもののうち、書面を除く実地により指導監査した社会福祉法人及び社会福祉施設の数である。

イ 指摘事項

指導監査の結果、指摘の多かった事項は、次のとおりである。

(単位:法人・施設, %)

| 区 分 | 主 な 指 摘 事 項 | 令和2年度 | | 令和元年度 | |
|---|----------------------|---------------------|--------------|--------------|------|
| | | 指摘法人 ・施設数 (B) | 指摘率 (B/A) | 指摘法人 ・施設数 | 指摘率 |
| 児童のための施設 ・実施施設 114 (A) ・指摘施設 70 ・指摘延件数 147 | 児童の健康診断の実施項目が不十分 | 32 | 28.1 | 15 | 16.7 |
| | 福祉サービスの自己評価が未実施等 | 27 | 23.7 | 19 | 21.1 |
| | 衛生推進者の指名・周知が未実施等 | 12 | 10.5 | 1 | 1.1 |
| | 苦情解決の処理・周知が不十分 | 8 | 7.0 | 3 | 3.3 |
| | 給与規程の整備等が不十分 | 7 | 6.1 | 3 | 3.3 |
| 高齢者のための施設 ・実施施設 156 (A) ・指摘施設 2 ・指摘延件数 2 | 勤務体制の整備が不十分 | 1 | 0.6 | 0 | 0.0 |
| | 職員の健康診断が不十分 | 1 | 0.6 | 3 | 1.9 |
| 障害者のための施設 ・実施施設 38 (A) ・指摘施設 25 ・指摘延件数 67 | 非常災害対策計画等が未作成 | 13 | 34.2 | 12 | 31.6 |
| | 入所者預り金管理に関する事務処理が不十分 | 9 | 23.7 | 3 | 7.9 |
| | 福祉サービスの自己評価が未実施 | 8 | 21.1 | 2 | 5.3 |
| | 利用者の健康診断等が不十分 | 6 | 15.8 | 0 | 0.0 |
| | 非常災害用設備の整備が不十分 | 4 | 10.5 | — | — |
| | 厚生労働省が省令で定める情報公表が未実施 | 4 | 10.5 | — | — |

(注) 1 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位5位までの内容。

2 社会福祉法人については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の指導検査を実施していないため、掲載を省略している。

(5) 指摘事項への対応状況

指導監査において指摘事項のあった社会福祉施設については、指導監査後、文書による報告を受け、改善状況の確認を行った。今後も引き続き、適正な法人・施設運営が図られ、利用者本位のサービスが提供されるよう、改善状況のフォローアップを実施する。

(6) 指摘事項の注意喚起

県が所管する社会福祉施設に対し、指摘事項のうち、法令違反に該当するものについて、適切に対応するよう文書で通知した。